改正後	改正前
第十八条、第二十二条第六号及び第三十三条第四項	第十八条、第二十二条の二第六号及び第三十三条第四項
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三十五号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十条の二第二項及び附則第二十七条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中［㊞］を削る。

別紙様式第一号の二、別紙様式第二号、別紙様式第七号及び別紙様式第八号中［㊞］を削る。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○総務省令第百三十六号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～57　略］	［2～57　同上］
58　法別表第一の四十四の四の項の総務省令で定める事務は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	［新設］
59～179　［略］	58～178　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。

○総務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項の規定に基づき、在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

外務大臣　茂木　敏充